

瀬戸市職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第34号

瀬戸市職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年瀬戸市条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第3条 条例第5条の配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（別記様式）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業をしている職員が保有する職)

第5条 配偶者同行休業をしている職員は、その承認を受けた時に占めていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。ただし、併任に係る職については、この限りでない。

(職務復帰)

第6条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が

休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（配偶者同行休業に係る辞令の交付）

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る辞令の交付）

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 条例第9条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- (2) 条例第9条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付採用職員」という。）の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付採用職員が当然に退職した場合

（職務に復帰した日後における最初の昇給日）

第9条 条例第10条の規則で定める日は、瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第7号）第14条に規定する昇給日とする。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

配偶者同行休業承認申請書

所属長確認印

(任命権者)		申請年月日	年	月	日
		様申請者所属			
下記のとおり		配偶者同行休業	を申請します。		
期間の延長		職氏名	⑩		
1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2，3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2，3及び5に記入）			
2	氏名				
	職業				
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()			
	外国滞在事由				
	外国滞在中の所属先の 名称(所在地)	()			
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)				
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	既に配偶者同行休 業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
6	備考				

(注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。

2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、請求期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。

3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

4 該当する口にはレ印を記入すること。